

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0720010	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(果実酒は6キログラム)に達しない場合には、受けることができない。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キログラム)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等を含めて地域通貨による前払式証票の導入により「特区以外での流通」と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく「密造報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密造の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由: 新町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光者やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 代替措置: 第9次、第10次特区提案で「特区以外での流通」「税の滞納」「密造の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可能である」具体的な理由を御提示下さい。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。 また、民宿等併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	ワイン製造者、製造見込数量等は、「ドブク特区」と同様なものを想定している。「ワイン特区」の目的は、グリーンツーリズムの振興であり、オリジナルワイン製造は手段である。極論を言えば、ワインは非営利でもかまわない、非営利で地域住民とお客様に提供する「自家消費」である。諸外国においては、自家用ワイン・ビールの醸造は可能で非課税である。昔は日本の各家庭に伝わる秘伝の酒があり、地域文化そのものであった。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 また、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性に乏しい濁酒に限定したものである。 なお、既存の酒類製造者に製造を委託することについては特に制約はなく、現に酒類製造者に原料を提供し、地域ブランドの果実酒を製造委託している例も見られる。	蕨の浦・サンライズプラン	103030	個人	34	広島県	財務省
0720020	酒税法規則第13条3項第十号第十号に規定するものの中で自ら生産した農産物を、農産加工する過程において酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類を用いるに当たり、みりん、酢、醤油等と同様のあつがいとする。	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	酒税が納付された、アルコール20度以上の酒類に農産物を漬け込む事は手軽に農産加工品の多様性を増す手段である。ゆえに、規則第13条3項第十号に規定する財務省令で定める酒類と混和できるものの中で自ら生産した農産物と酒税が課税済みのアルコール20度以上の酒類とを混和した農産加工品を漬物やジャム等と同様の農産加工品と認めてほしい。	枚方市杉地区は規模は小さいが色々な果実が豊富です。しかし、特産品であるすももやこれらの果実は生果での日持ちが悪く、生果での販売方法では消費の拡大が困難です。アルコール(酒税が納付されたアルコール分20度以上の酒類)につけこむことにより、味や色、香りを長く楽しむことが出来、手軽に農産加工品の多様性を増す手段となり、余剰農産物の有効活用にもなります。このことは、地域農業の更なる活性化や、規模の拡大、さらに地産地消の拡大、国内農産物の消費拡大へとつながります。	C	-	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。	本提案は、アルコール漬けにした果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものなのか、再度検討し回答されたい	貴省からの回答内容は大体分かりましたが更にお願いします。 般若酒は、市販のしょうちゅう乙類25度を仕入れ、祝物に漬け込み熟成したもので、なお、生の植物を煎じて2割程度混成した他に還元糖も使用します。 特別な手続き(税務署や公衆衛生所)に届出で健康食品を生産したい。	D	D	検討要請に対する回答でもお答えしたように、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、新たな酒類の製造とみなして、混和後の酒類に対して適正な課税を行う必要がある。 アルコール漬けにした果物や野菜がアルコール分1度以上の飲料に該当しないのであれば、それらを販売することについては酒税法上の問題は無い。 また、果実や野菜を除去した後の液体が、アルコール分1度以上の飲料に該当する場合には、新たな酒類の製造とみなされるが、酒類の消費者が自ら消費するために酒類と他の物品を混和する場合(酒税法第43条第11項の適用を受ける場合に限り。)に該当するときは、酒類の製造とみなされないため、具体的には、税務署にご相談されたい。	1045010	個人	27	大阪府	財務省	
0720030	般若酒の製造・販売について	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	植物を加工して般若酒を作り、医療機関で治療しない人に喜びを与えるため、般若酒を酒としてではなく、健康食品として販売したい。	日本には春夏秋冬と四季に恵まれ全国的に優秀な樹木にどのような活用できるか、人間の英知により、研究又は開発を試み、それを社会の人たちに健康の為、寄贈したいものです。特に神経痛や疼痛(ウツキ)其の他の難病・脳の細胞の死滅を防止する物質は数々の実験でも副作用が無いのが特徴です。お互い人間として何等かの貢献できれば、人生観として最大の喜びであると確信いたします。市販の焼酎乙類25度購入して植物採集して松葉を漬け込、2年間熟成したものです。他に食物を煎じて2割程度混入し、般若酒となります。	C	-	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	貴省からの回答内容は大体分かりましたが更にお願いします。 般若酒は、市販のしょうちゅう乙類25度を仕入れ、祝物に漬け込み熟成したもので、なお、生の植物を煎じて2割程度混成した他に還元糖も使用します。 特別な手続き(税務署や公衆衛生所)に届出で健康食品を生産したい。	C	C	検討要請に対する回答でもお答えしたように、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、新たな酒類の製造とみなして、混和後の酒類に対して適正な課税を行う必要がある。	1171010	個人	32	鳥根県	財務省	
0720040	専売品の小売許可の緩和について	酒税法第9条	酒場、料理店等のもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、免許を要しないが、販売業免許の取得は可能である。	飲食業の組合が農協の協力を得て栽培した特産原料(三浦大根)を酒造会社に依頼し、大根焼酎を作ったのですが、専売品ということで通常の飲食店では販売ができなく地域特産を生かし、考案した焼酎を小売販売できるようにする。	地域の特産物を生かし、地域活性のために町おこしの一環として飲食店の組合が原料となる三浦大根を栽培し、酒造会社の協力の下、商品開発をした。地域活性を考え自らの手で育て作り上げていった経緯と苦労を考えると、地域力に繋がる更なる町おこしのためにも飲食店での特定販売をお願いしたい。	D	-	酒税法上、酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとに免許を受けなければならないとする一方、酒場、料理店等のもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りではないとして免許を要しない旨が規定されている。したがって、飲食業者がその店内における飲用に酒類を供する場合には免許を要しないが、いわゆる持ち帰り等の目的での販売には免許を要することとなり、この場合、飲食店であっても、一定の要件の下、販売免許の取得は可能である。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	許可を得るのではなく、特別例とし自分たちで商品開発をした地場産品となり得るお酒を卸し価格で仕入れ、小売価格で販売できるようにし、まちおこしの一助となるようにしたい。今の現状では、商品開発しても酒屋さんから仕入れなければならず、開発費、栽培費は自己負担になり、最低限の利益も得ることが出来ず、酒屋さんばかりが利益を得ている。	C	C	酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。 このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用しており、酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとに販売業免許を取得する必要がある。	153010	みうら江戸前倶楽部	14	神奈川県	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720010	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(果実酒は6割かつ柿)に達しない場合には、受けることができない。酒類を販売しようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の税務署長の免許を受けなければならない。免許の申請者が経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力を有する」と認められるか否かを判断している。	酒税法第7条第2項酒類一年間の製造見込数量	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C	(製造免許について) 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	本事業はあくまで地域振興・農業生産者の意欲向上、PR効果による集客増が目的であり、量産は行えないため、懸念されるような大きな流通はないと思われる。 また、遠方での委託製造となると、B級品の利用が目的のため、梨の量・鮮度の保持が難しいコストがかかりすぎてしまう。 町が事業を起こすが、梨生産者団体等への経営移譲も考えている。(別様有)	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 また、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性に乏しい濁酒に限定したものである。 なお、既存の酒類製造者に製造を委託することについては特に制約はなく、現に酒類製造者に原料を提供し、地域ブランドの果実酒を製造委託している例も見られる。			1021010	明和町	10群馬県	財務省	
0720011	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(果実酒は6割かつ柿)に達しない場合には、受けることができない。酒類を販売しようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の税務署長の免許を受けなければならない。免許の申請者が経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力を有する」と認められるか否かを判断している。	酒税法第9条第1項 通信販売等を含む販売許可 取得要件及び販売免許における、人的要素3年以上・従事経験・経営経験の緩和	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	D	(販売免許について) 酒税は、製造者から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。 このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用しており、販売免許については、「申請者が経験その他から、適正に酒類の販売業を営むに十分な知識及び能力を有する」ことが必要と考えられ、その具体的な審査にあたっては、酒類販売業者の従事経験等が一つの目安になっている。 しかし、これらの経営経験等がない場合については、その他の業での経営経験に加え「酒類販売管理研修」の受講の有無等から、酒類の特性に応じた商品管理上の知識及び経験、酒税法上の記帳義務を含む各種義務を適正に履行する知識及び能力等、酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力が備わっているかどうかを実質的に審査することとしており、必ずしも3年以上の酒類販売業者の従事経験を要するものではない。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	本事業はあくまで地域振興・農業生産者の意欲向上、PR効果による集客増が目的であり、量産は行えないため、懸念されるような大きな流通はないと思われる。 また、遠方での委託製造となると、B級品の利用が目的のため、梨の量・鮮度の保持が難しいコストがかかりすぎてしまう。 町が事業を起こすが、梨生産者団体等への経営移譲も考えている。(別様有)	D	酒類販売業者免許について申し上げますと、酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されるが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用している。 このため、酒類販売業者免許については、「申請者が経験その他から、適正に酒類の販売業を営むに十分な知識及び能力を有する」ことが必要と考えられ、その具体的な審査にあたっては、酒類販売業者の従事経験等が一つの目安になっている。 しかし、これらの経営経験等がない場合については、その他の業での経営経験に加え「酒類販売管理研修」の受講の有無等から、酒類の特性に応じた商品管理上の知識及び経験、酒税法上の記帳義務を含む各種義務を適正に履行する知識及び能力等、酒類の小売業を営むに十分な知識及び能力が備わっているかどうかを実質的に審査することとしており、必ずしも3年以上の酒類販売業者の従事経験を要するものではない。			1021010	明和町	10群馬県	財務省	
0720060	酒、酢の製造と販売の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(例：果実酒は6割かつ柿)に達しない場合には、受けることができない。	地域の原産品を原料に利用する場合に限定して量や種類にかかわらず、酒や酢の製造及び販売する免許の規制を緩和する。また、酒類醸造業者への委託の考えもあるが、地域内には業者がない。地域資源(川底柿)を活かし、地域内で生産・販売を通じて消費者等との交流を図ることが、この地域の活性化になると考える。 具体的には、古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使った酒類・酢を最低製造数量基準にかかわらず製造・販売することができるようにする。	各種の特徴ある酒は少なく、特に地域性がある。原料が少ない酒は製造が困難になり消えていった。古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することで地域の特産品とし、地域の活性化を図る。 1) 他所にない地域原産品種の栽培推進とその利活用による地域農業の活性化(地域原産品種の保存と消滅の防止) 2) 酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化 3) イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成 4) 栽培、収穫、加工を子供達との共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成をする。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	地域固有の柿を、地元で製造することが、本物の地域特産品と考える。この特産品を通じて都市との交流、地域の活性化を図る。地域内に委託できる酒類醸造業者が無い場合は、主に特区内に限られた場所でも多様化する。計画の酒は、主に特区内に限られた場所でも多様化する。長期貯蔵や、特区外で流通する可能性は低い。販売数量も明確に把握ができるので税収への影響はない。最低製造数量基準については、事業者の業態や設備投資の状況が多様化してきた状況で、事前審査よりも実績に重点を置いた免許制度にかえることによる最低製造数量基準については、分析要件を緩和してほしい。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 また、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性に乏しい濁酒に限定したものである。 なお、既存の酒類製造者に製造を委託することについては特に制約はなく、現に酒類製造者に原料を提供し、地域ブランドの果実酒を製造委託している例も見られる。			1174010	個人	40福岡県	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0720070	果実酒の最低製造数量の緩和	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の届目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(果実酒は6初リットル)に達しない場合には、受けることができない。	宇佐市安心院地域において、ぶどう生産農家及び農泊実践者が自らの地域で生産したぶどうにより果実酒製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件果実酒製造数量の緩和を要望する。	衰退化する農村において今後、自らが誇りをもってなお農村で生きていくためには、農泊等グリーンツーリズムによる都市との交流による地域振興は残された数少ない地域活性化のための手段となっている。そのような中において、ぶどう産地である当地では自家製ワインの製造は今後もっとも有効なもてなしの手法となりうる。 (提案理由) 安心院町地域ではぶどう農家を中心とした農泊等、農村都市交流による地域活性化に、地域をあげて取り組んでいる。安心院町地域の農家でそれぞれのぶどうで特徴のあるワインを製造し都市交流住民に振舞うことで、生食の時期に限らず、ぶどうの町安心院を訪れてもらうことにより、さらなる地域活性化が可能になる。 (代替措置) 懸念される酒税の滞納、脱税防止対策としては、地域ごとに納税組織を作り、その中で毎月納税の励行、指導を行うことを計画している。 (別紙追加記述あり)	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となるに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。 また、民宿等併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	ぶどう産地である安心院の地域活性化のためには、農家民宿や体験型の観光農園の経営者が、委託ではなく、自ら製造した我が家のワインに限定して提供することに意義がある。安心院では生食用に販売できないぶどうを使用し少量製造予定なので、原材料費はほとんど不要であり、農泊者や観光ぶどう園を訪れた都市交流者に振る舞うのみで、販売・流通はしない。一方で我が家のワインにより農泊業や観光農園業のもてなしの幅を広げるので納税のため採算は見込める。納税に関しては、グリーンツーリズム研究会、観光ぶどう組合ごとに納税組織をつくり、自主納税励行指導を行う予定。納税組織予定組織、酒類製造予定者数、製造見込み数量、は別様。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じて客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としている。 また、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性に乏しい濁酒に限定したものである。 なお、既存の酒類製造者に製造を委託することについては特に制約はなく、現に酒類製造者に原料を提供し、地域ブランドの果実酒を製造委託している例も見られる。		1 4 9 0 1 0	大分県、宇佐市、NPO法人安心院町グリーンツーリズム研究会	44 大分県	財務省		
0720080	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	各省各庁の長の承認があれば、補助金により取得した財産の処分は可能。ただし、適正化法第22条ただし書きに限定されている適正化法施行令第14条の規定により、財産の処分の制限を適用しない場合は、補助金の返還又は当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合となっている。	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港漁場整備法第3条中の各種漁港施設に直販所を追記する。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条のただし書きに規定する政令で定める場合に、補助用地が未利用・低利用となっている場合を追記する。	補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由: 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難(大臣官房経理課長通知H16.9.7)。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から漁村再開発施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないとの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。(漁港漁場整備部長通知 H13.10.1.) 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D	-	補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条で定める場合のほか、各省各庁の長の承認があれば可能であることから、現行法下においても対応可能である。 また、当該転用承認においては、補助金等の目的や達成状況、社会経済情勢の変化、既存ストックの有効活用等、諸々の状況を勘案して、国庫納付を条件としないことも含め、各省各庁の長の判断により行われるものとなっている。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	適正化法施行令第14条では、補助金相当額を国に納付した場合 各省各庁の長が定める処分制限期間を経過した場合には、各省各庁の長の承認がなくとも財産処分できるとされている。 しかし、については、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難であり、については、漁港施設には処分制限期間の考え方はないとの理由により、適用されることがない。 また、農林水産省では、大臣の承認があれば、補助金相当額の納付を条件とせず補助用地を有効活用できる旨の特例を通知しているが、これらの特例が適用される範囲は提案理由で述べられており限定的である。この件については、引き続き農林水産省に特区の実現を求めている。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	補助金等適正化法第22条は、補助金等が交付決定どおりに使用されても、当該補助金等により形成された財産(以下「補助対象財産」という。)が、事業完了後において補助金等の交付の目的に反して処分されることになれば、当該補助金等の本来の目的を達成し得ないことになるため、補助対象財産の転用につき各省各庁の長の承認を原則必要とすることと規定したものである。 なお、当該転用承認においては、補助金等の目的や達成状況、社会経済情勢の変化、既存ストックの有効活用等、諸々の状況を個別に勘案して、国庫納付を条件としないことも含め、各省各庁の長の判断により行われるものとなっている。		1 1 2 4 0 2 0	兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省		
0720090	臨時職員の賃金は物件費ではなく人件費として計上			決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。	決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもつき自治体で作成し、政府が「地方財政の状況」として国会に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作成要領は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性質別経費の状況」の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。 一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賞金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性質別集計に使われていることから、政府が国会に提出する「地方財政の状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。 臨時職員の活用が進む中、これを物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の尊厳にも関わる問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材登用、活用手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが好ましい。 そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことのほか、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにもつながる。	E	-	本件は、財務省の所掌事務ではないため、提案に対し回答することが出来ない。								1 1 4 8 1 0 0	草加市	11 埼玉県	総務省 財務省
0720100	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務		派遣元が税理士及び税理士法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる税理士又は税理士法人の補助者として税理士法第1項又は第2項に規定する業務を行う場合には、税理士の労働者派遣は可能である。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	D	-	派遣元が税理士及び税理士法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる税理士が派遣先の税理士又は税理士法人の補助者として税理士法第1項又は第2項に規定する業務を行う場合には、税理士の労働者派遣は可能である。							1 0 5 5 0 7 0	(株)パソナ シャード キャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720110	「貨幣損傷等取締法の適用除外による、手品用コインの製作認可。」	貨幣損傷等取締法	法律上、貨幣を損傷し又は錆づぶすことは禁じられている。また、貨幣を損傷し又は錆づぶす目的で集めることも禁じられており、これらに違反した場合には、1年以下の懲役等の罰則が適用される。	現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを作製することを可能とする。手品用コインであることが認識で出されるような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法の適用をしない」とする。提案です。	現状の規制の問題点について、「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工することができません。この法律は、コインを地金にすることを防止する目的で作られたようです。法律制定当時、手品用コインの製造を規制する議論は、されています。現行の状況では、不十分な理由について、現在、外国のコインを加工して作った、マジック用コインがあります。これらのマジック用コインを使えば、同じ現象を起こすことが出来ます。しかし、マジックを演じるときに、一番大切なことは、「自然さ」です。観客から借りたコインをマジック用コインとすり替えて、演じると、絶大なるインパクトがあり、外国通貨では、代用できません。経済的社会的効果について：アンダーグラウンドで日本円の手品用コインを販売していたフレンチドロップでは、月に100万円程度の売り上げがあったようです。製造が認可され、公の販売が可能になれば、数倍の市場規模(年間数千円程度)があると思われます。特別の適用に当たっての弊害発生防止の措置について：マジック用コインは、現行のコインを加工して製作します。そのためマジック用コインの価格は、コインの額面より、高くなります。そのため、マジック用コインを購入した人は、流通の目的で使うことは、ありませんが、紛失、遺失の可能性は、否定できません。紛失、遺失したマジック用コインが、第三者に渡った場合、それが何か判断出来ないことが、考えられます。これを回避するために、表面の一部に、レーザーマークで、「マジック用コイン」と焼付け刻印を行います。印刷などと違い刻印が、消えることはありません。	C	1.貨幣損傷等取締法(以下、「取締法」という。)、は、貨幣の損傷、錆づぶしが一般的に是認され、大量に行われる場合には、流通取引を阻害し、貨幣制度の維持をも困難とする事象もあろうことから、これを未然に防止する必要等があるために設けられた法律です。 2.提案の「現在流通しているコインを加工して、手品用コインを作製することを可能とする。」「一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法の適用をしない」とする。」の措置については、手品用コインを岡山県で製造し、全国に販売する事業内容と承知していますが、提案の特例措置を講じることにし、今後、全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品等への加工についての提案も容易に想定され、貨幣の損傷、錆づぶし等が様々な態様で大量に行われていくおそれがあり、取締法に基づく貨幣の損傷、錆づぶしの未然の防止の必要性から適用の例外とすることは不適当であること。 提案では、特区の適用による弊害発生防止の措置として、手品用コインが第三者に渡った場合、それが何か判断出来るようにするため表面の一部に刻印を入れるものですが、これにより手品用コインが直ちに法律上貨幣として無効となるわけではなく、結果として、手品用コインその他工芸品等が市中に流通することとなり、一般の取引において混同を生じ、通貨の信頼を損なうという問題があり、また、我が国では、「貨幣損傷等取締法」や貨幣に類する外装を有するもの製造及び販売を禁止した通貨及証券模造取締法、等の法令、各種の偽造防止対策を通じて、偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保している状況にあり、提案の要望事項を特区として対応することは適当ではありません。 (参考)貨幣の流通性に対する偽造貨幣の発生割合(500円貨を1とした場合) 日本500円貨幣:1 韓国貨幣:43倍 (資料)日本銀行HP、欧州中央銀行HP等の公表資料等から3。なお、最近都内所在のマジックショップ経営者等がマジック用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で集めた行為等についての取締法等の適用が争われた東京地方裁判所の判決(平成19年特(ワ)第76号)においても、「同法は、日本国政府発行の貨幣に対する信用を維持し、その円滑な流通を確保するとの観点から、略現在においても、なお一定の存在意義を有している」というべきである。」と判示されており、取締法等の適用により有罪となっている	貴省回答において大量加工により流通取引を阻害することについては、製造枚数を制限することにより対応できるのではないかと、製造者については、届出制により限定し、また製造されたコインについてはシリアル番号を刻印し、販売に当たり所有者を明確にすることに、所有者を特定し、密造等を規制できるのではないかと、また、コインの加工により外形上通常の貨幣と区別がつくものであることから、法律上の貨幣として無効になるような措置を講じることに、より一般の取引に混乱を生じることなく、通貨の信頼を損なうことにはならないかと、このような観点から、提案主体の要望実現が可能になるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい	現在、海外から年間800万人以上が入国し、彼らが帰国時、日本硬貨を持ち出している数量は、約数百万枚と想像されますが、対策としてはシリアル番号を刻印し、販売に当たり所有者を明確にすることに、所有者を特定し、密造等を規制できるのではないかと、また、コインの加工により外形上通常の貨幣と区別がつくものであることから、法律上の貨幣として無効になるような措置を講じることに、より一般の取引に混乱を生じることなく、通貨の信頼を損なうことにはならないかと、このような観点から、提案主体の要望実現が可能になるように、あわせて右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい	再検討要請においては、製造枚数を制限すること等により対応できるのではないかとのご意見を頂いたところでありますが、前回の回答にあるように、提案の特例措置を講じることにし、今後、全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品等への加工についての提案も容易に想定され、貨幣の損傷、錆づぶしが様々な態様で大量に行われていくおそれがあること。仮に届出制度を採用し、届出業者が手品用コイン等に刻印(シリアル番号等)を入れても、これにより手品用コイン等が流通することを排除することは困難と考えられること。加工や刻印を入れた貨幣を法律上無効としても、一般の国民が日常の取引において様々な態様で貨幣を取り扱う中で、当該無効の貨幣と通常の貨幣(損傷した貨幣を含む)とを識別し、その取引上の効力の差異を含め明確に区別することが困難な事象も生じると考えられ、上記の状況も考え合わせれば、結果として、加工した貨幣が流通取引を阻害する要因となるおそれがあること(注)現行法上、損傷したことをもって、貨幣が直ちに無効となるわけではない。から、これらの問題があることを踏まえれば、貨幣の損傷等を認める特例措置を講じることは適当ではありません。なお、前回の回答にもあるように、最近、都内所在のマジックショップ経営者等がマジック用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で集めた行為等について、東京地方裁判所において貨幣損傷等取締法の適用が争われた事件では、上記のような趣旨による判決(平成19年特(ワ)第76号)が示され、貨幣損傷等取締法の適用により有罪となっていることです。		1018010	個人	33 岡山県	財務省			
0720120	税関の24時間通常開庁化	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第87条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	現在、平日08:30~17:00までの執務時間以外については、税関の臨時開庁申請・手数料が必要とされるが、これを免除する。	成田国際空港は、国内の国際航空貨物量の約7割弱を取り扱う、国内最大の国際物流ゲートウェイとなっているが、貨物便の到着274便のうち171便(62%)は税関執務時間外に到着するため、荷主サイドにおいて、コスト削減のため、臨時開庁時間帯を避け、執務時間帯に申告を行っている状況にある。このため、貨物地区構内で、貨物引取車両が非常に混雑するピーク時間帯・曜日があり、運用効率の低下が問題となっている。今後、アジアの中における我が国の経済発展を支え、空港周辺地域の経済活性化にも資するよう、臨時開庁手続きを緩和し、物流効率化をさらに推進していく。「アジア・ゲートウェイ構想」において、当空港について国際拠点空港として「物流の効率化・円滑化を推進」するとしており、「最重要項目10」として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」の創設により、「物流効率化」、「夜間活用」に資する貿易手続の簡素化」等を「重点的に支援する」としていることから、特区の提案制度を活用し、臨時開庁申請・手数料を免除することにより、物流コストの削減、貨物引き取りのリードタイム短縮、貨物地区の混雑緩和、貨物取扱処理能力の向上等、フォワード業務の効率化を一層進め、物流の拡大、促進をさらに図りたい。なお、臨時開庁手数料については、特区の規制の特例措置(その後全国展開)により、平成15年より既に半減されているが、その後の航空貨物量の一層の増加に対応するため、NACCS等情報処理システムの進捗とともに、税関を24時間通常開庁することにより、さらなる物流促進・効率化が期待できると考えている。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとにより、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたこととあり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通関手数料を徴収している。	執務時間外の人員等については、NACCS等の情報処理システムの進捗とともに効率的・効果的な配置が見込まれる。また、警察や消防等のその他の官公署と同じように時間外に相当量の需要が見込まれる税関については、通関体制を整備すること、通常開庁化へ向けて移行できないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	アジア・ゲートウェイ戦略会議等を踏まえ、本提案の後、手数料軽減区域内の特例輸入者等の手数料を4分の1に軽減頂き、感謝しております。しかしながら、執務時間外の到着貨物便が、過半数である状況に鑑み、また喫緊の課題である「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」の推進のためには、特例輸入者等の手数料の軽減のみならず、成田国際空港を利用する全ての事業者を対象とする24時間通常開庁化を望むものである。	臨時開庁については、前もって申請を求めるとにより、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、当該措置を一定の要件を満たす空港・港湾に全国展開(地方自治体からの届出による「手数料軽減区域」の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、全国の手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところである。今後とも、全国の空港・港湾の24時間化等への適切な対応等の観点から、手数料軽減区域での措置として更なる見直しを進めたい。		1510110	千葉、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省			
0720120	税関の24時間通常開庁化	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第87条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	現在、08:30~17:00の税関執務時間以外については、臨時開庁扱いとして臨時開庁申請や手数料が必要となっているものを、24時間通常開庁化(24時間執務時間扱い)し、これを不要とする。	深夜早朝においても、昼間帯と同様の手続きを行えるようにして、手続きの簡素化とリードタイムの短縮を図る。臨時開庁に必要な手数料を不要として、物流コストの削減に繋げる。日本唯一の完全24時間空港として、全国の深夜航空貨物の受け皿となる関西国際空港を特区化して、全国の深夜物流の効率化と促進に繋げ、完全24時間SCMの実現と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。(提案理由)税関執務時間外の17:00~08:30に国際貨物便の75%(2007年6月現在)が就航する関西国際空港においては、臨時開庁時間帯における税関への諸申請手続きが増加しつつある。そもそも臨時開庁制度の趣旨は、執務時間外にやむを得ず発生する税関行政手続きに対応する、あくまで「臨時的」な措置であり、この臨時的な特別対応に係るコストを受益者負担の原則から臨時開庁手数料として徴収されている。日本唯一の完全24時間空港である関西国際空港については、深夜早朝に日本最多の国際貨物便が既に乗り入れており、2期供用後は更に増加することが見込まれていることから、もはや「臨時扱い」ではなく、執務時間並みの完全24時間通常対応(24時間通常開庁)が求められている。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとにより、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたこととあり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通関手数料を徴収している。	税関の執務時間は大正11.7.4(関令六)に定められており、その後の社会経済活動の変化を反映した見直しが必要と考えます。特に、関西国際空港は第2滑走路供用により、日本初、日本唯一の完全24時間空港となり、現在も国際貨物便の75%が税関執務時間外に発着しています。既に臨時開庁手数料の軽減措置が図られていますが、ある程度の申告件数が臨時開庁時間に発生している実績のある空港においては、一部の例外的な受益者のための「臨時開庁」ではなく、普遍的な行政サービスとして「24時間通常開庁」とすることが必要であり、これを強く望みます。現に、郵便物や旅客携帯品の通関は臨時開庁の適用除外となっています。	臨時開庁については、前もって申請を求めるとにより、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、当該措置を一定の要件を満たす空港・港湾に全国展開(地方自治体からの届出による「手数料軽減区域」の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、全国の手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところである。今後とも、全国の空港・港湾の24時間化等への適切な対応等の観点から、手数料軽減区域での措置として更なる見直しを進めたい。		1310110	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0720120	深夜・早朝時間帯での通常税関手続が可能となる「税関の24時間通常開庁化」	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第87条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	24時間運用である中部空港において、税関の24時間通常開庁化を実現し、臨時開庁に係る税関長の承認や、臨時開庁手数料の納付の手續の適用除外を可能とするもの	・24時間運用空港である中部空港がその機能をフルに発揮する上で、税関の24時間通常開庁化が必要不可欠であり、本提案は臨時開庁の申請手続や手数料負担の廃止を求めるもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 (提案理由) ・行政機関の休日(土・日・休日)及び税関の執務時間外(17:00-翌朝08:30)に、輸出入許可等の税関の執務を必要とする場合は、臨時開庁に係る税関長の事前承認を受け、かつ臨時開庁手数料を納付する必要がある。 ・中部空港では、臨時開庁手数料が1/2に軽減(平成15年特区措置と、平成17年関税法改正に伴うみなし措置)。 ・中部空港は24時間運用空港であり、実際に、国際貨物便数のうち、税関の執務時間外に到着する便は週51便中30便、出発する便は週51便中39便と多い。 ・また、アジア・ゲートウェイ構想でも、24時間化、フル活用化が強く進められることが記載。 ・なお、当空港に係る官公署としては警察、消防、税関、入管、検疫、空港事務所、気象、海保などがあるが、臨時開庁の事前手続と手数料を求めているのは税関のみ。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとともに、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。 また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。 なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通関手数料を徴収している。	執務時間外の人員等については、NACCS等の情報処理システムの進捗とともに効率的・効果的な配置が見込まれる。 また、警察や消防等のその他の官公署と同じように時間外に相当量の需要が見込まれる税関については、通関体制を整備すること、通常開庁化へ向けて移行できないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	「アジア・ゲートウェイ構想」に掲げられた大都市圏国際空港の24時間開化の推進のため、また執務時間外に発着する貨物便が過半である状況から、24時間通常開庁化を要望するものです。 当空港の24時間運用にあわせ、入管当局、検疫当局においては24時間通常執務体制であり、臨時開庁の事前届出や手数料支払いといった手続は不要となっております。 また、税関関係でも、執務時間外に出発・到着する航空旅客の携帯品や、郵便物等についても同様です。したがって、税関当局におきましても24時間通常開庁化をお願い致します。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとともに、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。 臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、当該措置を一定の要件を満たす空港・港湾に全国展開(地方自治体からの届出による「手数料軽減区域」の設置)したところである。 また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、全国の手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところである。 今後とも、全国の空港・港湾の24時間化等への適切な対応等の観点から、手数料軽減区域での措置として更なる見直しを進めたい。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	13030	愛知県、中部国際空港株式会社	23愛知県	財務省		
0720130	CIQの土日・早朝夜間などの臨時開庁制度や手数料の見直し	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第87条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	【内容】博多港における平日早朝と土曜日の臨時開庁について、現行特区制度において臨時開庁手数料を1/2に軽減しているが、これを無料化する。	【実施内容】博多港には、毎朝6時に入港する貨客フェリーや水・土曜の早朝入港する高速RORO貨物船が就航しており、これらに対応して臨時開庁制度を活用した場合など、その手数料を無料化する。(平日7:30-8:30、土曜7:30-17:00) なお、旅客については、入管・税関とも毎日7:30から常駐体制で対応済(手数料なし)である。 【提案理由・目的・効果等】港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、リードタイム短縮、コスト削減等に繋げる。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとともに、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。 また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。 なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通関手数料を徴収している。	執務時間外の人員等については、NACCS等の情報処理システムの進捗とともに効率的・効果的な配置が見込まれる。 また、警察や消防等のその他の官公署と同じように時間外に相当量の需要が見込まれる税関については、通関体制を整備すること、通常開庁化へ向けて移行できないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	博多港には、毎朝6時入港、12時出港する釜山との貨客フェリーや水・土曜の早朝入港する上海との高速RORO貨物船が就航し、高速・定時でシームレスな航空輸送込みの国際複合一貫輸送サービスを提供している。しかし、平日早朝及び土曜日については、常に臨時開庁制度を活用しなければならぬため、コスト削減などの面からマイナス要因になっている。このため、平日早朝7:30-8:30と土曜日7:30-17:00については、貨客フェリーと高速RORO貨物船などの定時に入港する船舶を利用した場合などと同様に、臨時開庁制度を活用しても博多港では実験的にその手数料を無料化することを提案する。 なお、旅客については、行政サービスとして入管・税関とも毎日7:30から常駐体制で対応済(手数料なし)である。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めるとともに、税関にとつて執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。 臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、当該措置を一定の要件を満たす空港・港湾に全国展開(地方自治体からの届出による「手数料軽減区域」の設置)したところである。 また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、全国の手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところである。 今後とも、全国の空港・港湾の24時間化等への適切な対応等の観点から、手数料軽減区域での措置として更なる見直しを進めたい。	福岡・アジアゲートウェイ構想	187060	福岡市	40福岡県	財務省		
0720140	輸入貨物に対する自動通関システムの導入	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」を平成8年から導入している。	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	輸入貨物が日本の保税蔵置場に搬入される前(航空機での輸送中など)に輸入に関する手続を完了させることにより、貨物到着後直ちに荷主への引渡しを可能とし、輸入貨物取引のリードタイム短縮により、航空物流の効率化と促進につながり、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)輸入貨物は、原則として日本側の保税蔵置場(空港のエアライン上屋等)に搬入後に輸入申告を行う必要があるが、米国においては、AMS(Automated Manifest System)(=日本版のNaccsに相当)での申告により、輸入手続は到着前(但し航空機の離陸後)に完了し、荷主は航空機到着後直ちに貨物の引取りが可能であることから、同様の制度を求めるものである。	C	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることとなり、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。 また、今般関税法を改正し、本年10月から特例輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	貴省の回答によると、本年10月より法改正に伴い、貨物到着前の輸入手続が可能になった旨の記述があるが、措置の分類は対応不可になっている。この点については整合性を明らかにするとともに、右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	「予備審査制度」到着即時輸入許可制度、いずれについても、保税地域への貨物搬入後の本申告が必要であり、個数確認などを経て引取りが可能となることから、時間を要します。 また、例えば、気象変化・相手国での確認ミス等でイレギュラー(例:一部貨物の破損・滅失など)が発生し、他方で大部分の貨物は問題がなく、急いで輸入通関を終える必要があるような場合、個数変化により予備申告はほぼ無効となり、通常の輸入申告手続が必要、といった状況があります。したがって、原案通り提案するものです。 なお、10月から導入予定の制度につき、求められる体制、対象貨物など制度の具体的な方向性について、ご教授願います。	C	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることとなり、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。 なお、貨物到着後に予備申告を行った数量等に変更が生じたことが判明した場合には、正しい数量等に訂正すれば予備申告は有効なままでも輸入申告を行い、許可を受けることができる。 また、本年10月から貨物到着前の輸入手続が可能とされているのは、簡易申告制度を利用し特例輸入者が輸入する貨物であるが、本措置は全国の空港・港湾で適用される予定であることから、措置分類は「C」としたものである。	関西国際空港アジアゲートウェイ特区	135030	大阪府、関西国際空港株式会社	27大阪府	財務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0720140	航空貨物に対する自動通関システムの導入	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」を平成8年から導入している。	自動通関システムの導入により航空機が日本に到着し保税地域へ貨物を搬入する前に、輸入の許可を受けることを可能とする。	国際拠点空港における物流効率化を推進する観点から、輸入貨物取引のリードタイム短縮、航空貨物輸送の効率化等を促進するため、到着後直ちに貨物を荷主へ引き渡せるよう、輸入貨物が日本の保税蔵置場に搬入される前(航空機による運送中等)に、輸入に関する手続きを完了できるように検討頂きたい。 具体的には、現在、輸入申告は原則として日本側の保税蔵置場(空港のエアライン上層等)への搬入後に行っているが、米国のAMS(Automated Manifest System)(=我が国のNACCSシステムに相当)と同様、輸入手続きを貨物到着前(航空機の離陸後)に完了できるようにし、航空機到着後直ちに荷主による貨物の引き取りが可能となるよう検討頂きたい。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることになっており、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特例輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	貴省の回答によると、本年10月より法改正に伴い、貨物到着前の輸入手続が可能になった旨の記述があるが、措置の分類は対応不可になっている。この点についての整合性を明らかにするとともに、右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	輸入通関制度の特例である「予備審査制度」「到着即時輸入許可制度」いずれについても、保税地域への貨物搬入後に、本申告を行うことを可能とする。また、イレギュラー(例:一部貨物の破損・滅失など)が発生した場合、個数変化により予備申告はいわば無効となり、通常の輸入申告手続が必要といった状況がある。このような時間を要する状況を改善すべく、到着後直ちに貨物を荷主へ引き渡せるよう、輸入貨物が日本の保税蔵置場に搬入される前(航空機による運送中等)に、輸入に関する手続きを完了できるように検討願いたい。また、本年10月からの措置の内容についてご教示願いたい。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることになっており、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特例輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	「予備審査制度」「到着即時輸入許可制度」いずれについても、保税地域への貨物搬入後の本申告が必要であり、個数確認などを経て引取りが可能となることから、時間を要します。 また、例えば、気象変化・相手国での確認ミス等でイレギュラー(例:一部貨物の破損・滅失など)が発生し、他方で大部分の貨物は問題がなく、急いで輸入通関を終える必要があるような場合、個数変化により予備申告はいわば無効となり、通常の輸入申告手続が必要、といった状況があります。 したがって、原案どおり提案するものです。 なお、10月から導入予定の制度につき、求められる体制、対象貨物など制度の具体的な方向性についてご教示ください。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 3 0	千葉 県、成 田国際 空港株 式会社	12 千葉 県	財務省
0720140	航空貨物の日本到着前(保税地域搬入前)の輸入通関手続完了の可能化	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」を平成8年から導入している。	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	・本提案は、保税地域への貨物搬入前に、輸入通関手続を完了させる特例を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 (提案理由) ・貨物の輸入に当たっては、貨物を保税地域に入れ、輸入申告を行い、税関による申告書類の審査、税関による必要な貨物検査を経て、関税・消費税を納付し、税関長の輸入許可を受けることが一般的な輸入通関制度。 ・輸入通関制度の特例として、「予備審査制度」や、この予備申告制度を活用した「到着即時輸入許可制度」があるが、いずれの場合も、保税地域への貨物搬入後に、税関長に本申告を行うことが必要であり、手続に時間を要する。 ・米国、韓国等のように、保税地域搬入前に輸入通関手続が完了し、航空貨物到着後、直ちに貨物を引き取ることができれば、海上貨物輸送に比べ高費用で、スピードが非常に重要な航空貨物輸送のリードタイムの大幅な短縮が可能。 (代替措置) 例えば、貿易相手国での輸出時の貨物検査の認証や、事前の申告書類審査・関税等納付などにより、一連の手続を終えておくことが可能。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることになっており、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特例輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	貴省の回答によると、本年10月より法改正に伴い、貨物到着前の輸入手続が可能になった旨の記述があるが、措置の分類は対応不可になっている。この点についての整合性を明らかにするとともに、右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	「予備審査制度」「到着即時輸入許可制度」いずれについても、保税地域への貨物搬入後の本申告が必要であり、個数確認などを経て引取りが可能となることから、時間を要します。 また、例えば、気象変化・相手国での確認ミス等でイレギュラー(例:一部貨物の破損・滅失など)が発生し、他方で大部分の貨物は問題がなく、急いで輸入通関を終える必要があるような場合、個数変化により予備申告はいわば無効となり、通常の輸入申告手続が必要、といった状況があります。 したがって、原案どおり提案するものです。 なお、10月から導入予定の制度につき、求められる体制、対象貨物など制度の具体的な方向性についてご教示ください。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることになっており、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、本年10月から貨物到着前の輸入手続が可能とされているのは、簡易申告制度を利用し特例輸入者が輸入する貨物であるが、本措置は全国の空港・港湾で適用される予定であることから、措置分類は「C」としたものである。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 3 0 1 0	愛知 県、中 部国際 空港株 式会社	23 愛知 県	財務省	
0720150	出入国審査時の優先レーンの導入	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスクラスの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスクラスの旅客を含む)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、国際線旅客、乗継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	E	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	貴省の回答は所管外となっているが、提案主体は、入管レーンに対応し、通関についても対応が必要としている点を踏まえ再度検討し、回答されたい	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	D	-	要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、通関に係る専用手続きレーンの設置及び運用を求めるものであるが、税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、いずれの旅客に対しても、既に円滑な通関手続を行い、利便性の向上を図っているところである。 なお、税関手続の直前に、旅客は航空会社から預け入れ手荷物を受け取るが航空会社によっては上級クラスの旅客に優先的に手荷物を引き渡すサービスが行われていると承知している。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 6 0	関西国 際空港 株式会 社	27 大阪 府	法務省 厚生労 働省 財務省 農林水 産省	
0720150	出入国審査時の優先レーンの導入	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスクラスの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスクラスの旅客を含む)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	E	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	貴省の回答は所管外となっているが、提案主体は、入管レーンに対応し、通関についても対応が必要としている点を踏まえ再度検討し、回答されたい	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	D	-	要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、通関に係る専用手続きレーンの設置及び運用を求めるものであるが、税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、いずれの旅客に対しても、既に円滑な通関手続を行い、利便性の向上を図っているところである。 なお、税関手続の直前に、旅客は航空会社から預け入れ手荷物を受け取るが航空会社によっては上級クラスの旅客に優先的に手荷物を引き渡すサービスが行われていると承知している。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 8 0 1 0	成田国 際空港 株式会 社	12 千葉 県	法務省 厚生労 働省 財務省 農林水 産省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720150	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは 乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新パンコク空港（タイ）、クアラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、A B T C（A P E Cビジネス・トラベル・カード）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 （その他） ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入国職員の見直し等を前提とするものでも必ずしもない。 	E		税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続レーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	貴省の回答は所管外となっているが、提案主体は、入管レーンに対応し、通関についても対応が必要としている点を踏まえ再度検討し、回答されたい		D		要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、通関に係る専用手続レーンの設置及び運用を求めるものであるが、税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、いずれの旅客に対しても、既に円滑な通関手続を行い、利便性の向上を図っているところである。 なお、税関手続の直前に、旅客は航空会社から預け入れ手荷物を受け取るが航空会社によっては上級クラスの旅客に優先的に手荷物を引き渡すサービスが行われていると承知している。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申請を行い、必要な審査・検査を経た上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、過去の取引実績を考慮した「検査回数及び検査に係る費用の軽減措置」を新設する。	<p>現物検査の場合でも、検査個数の軽減や現場検査（出張検査）による検査費用（運送費）を軽減することにより、リードタイムの短縮やコストの低減が可能となり、航空物流の効率化と促進につながり、国が進捗するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>（提案理由）税関では、輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書に記載されている貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい荷物が入っていないか等について、税関検査（現物検査）が行われる（関税法第67条）。また、税関検査が税関の検査場で行われる場合、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっていることから、これらの負担の軽減を求めるものである。</p>	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	貴省回答では、現行制度において対応可能となっているが、提案者が希望している「検査回数及び検査にかかる費用の軽減」について対応可能なのが、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい		D	税関における審査・検査の要否については、従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用し、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ判断しており、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査回数及び過去の検査実績等を勘案し検査回数を削減する旨を明記しているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。 したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について「現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減」」に対応可能となっている。 簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年間6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。	関西国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 4 0	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省	
0720160	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、検査回数軽減及び現場検査(出張検査)拡大	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申請を行い、必要な審査・検査を経た上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合において、過去の取引実績から優良と認められる事業者について、巨大貨物等に限定されている現場検査要件の弾力化を図るとともに、均質等量に包装された貨物の一部指定検査にあたって検査個数の基準を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、過去の取引実績やコンプライアンス体制構築において優れた事業者について、貨物の検査個数の軽減、検査場検査の緩和・現場検査（出張検査）の拡大（検査場への貨物輸送負担の軽減）を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 （提案理由） ・税関では輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書記載貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい貨物が入っていないか等について税関検査（現物検査）を行う。均質等量に包装された貨物について、一定の検査個数の基準が定められている。 ・また、税関検査は原則、税関検査場で行うこととされており、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっている。 ・この2点において事業者負担が軽減できれば、コスト縮減、リードタイム短縮を図ることができる。 （代替措置） 輸出手続における「特定輸出申告制度」のように、コンプライアンスに優れているとして、あらかじめ税関長の承認を受けた優良輸出事業者については、検査手続の軽減を図ることが適当。 	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	貴省回答では、現行制度において対応可能となっているが、提案者が希望している「検査回数及び検査にかかる費用の軽減」について対応可能なのが、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい		D	税関における審査・検査の要否については、従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用し、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ判断しており、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査回数及び過去の検査実績等を勘案し検査回数を削減する旨を明記しているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。 したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について「現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減」」に対応可能となっている。 簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年間6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 3 3 0 2 0	愛知県、中部国際株式会社	23 愛知県	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経た上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査において、過去の実績を考慮し、優良事業者について検査個数及び検査費用の軽減措置を図る。	現在、輸入申告書類の審査後、貨物が申告書に記載されているものと同一であるか、数量が正しいか等、必要に応じて税関検査(現場検査)が実施されており、当該検査が税関の検査場において実施される場合、検査場までの輸送費用(貨物検査場への運送費)は荷主負担となっている。航空貨物輸送を効率化する観点から、検査に係る費用(運送費)の軽減、貨物引取りリードタイムの短縮、貨物地区の混雑緩和等を推進するため、過去の取引、コンプライアンス体制の構築状況等を踏まえ、優良とみなされる事業者について、現場検査における検査個数の軽減、出張検査の実施等を検討頂きたい。	D	-	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特例輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	貴省回答では、現行制度において対応可能となっているが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減」について対応可能なのか、あわせて右の提案主体からの意見をもち、再度検討し、回答されたい	D	-	税関における審査・検査の要否については、従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用し、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ判断しており、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数及び過去の検査実績等を助案し検査個数を削減する旨を明記しているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特例輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。 したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について「現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減」」に対応可能となっている。 簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年間6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 4 0	千葉 県、成 田国際 空港株 式会社	12 千葉 県	財務省	
0720170	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経た上で許可がなされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、法令遵守に優れた事業者について、税関検査における優遇措置を講じる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	D	-	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特例輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	貴省回答では、現行制度において対応可能となっているが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減」について対応可能なのか回答されたい	D	-	税関における審査・検査の要否については、従来より、輸出入者の過去における輸出入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用し、輸出入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ判断しており、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 また、輸入における無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数及び過去の検査実績等を助案し検査個数を削減する旨を明記しているところである。 なお、輸出入者のコンプライアンスに着目した制度である特定輸出申告制度及び簡易申告制度においては、特定輸出者又は特例輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。 したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について「現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減」」に対応可能となっている。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 0 0	福岡市	40 福岡 県	財務省	
0720171	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経た上で許可がなされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、法令遵守に優れた事業者について、税関検査における優遇措置を講じる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 米国向け輸出貨物の24時間ルールの緩和、などを行う。 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	C	-	米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制である。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	E	-	米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府によるものであり、我が国による規制ではないが、従来より、米国政府との対話の場において、米国向け輸出貨物の24時間ルールの適用除外等について働きかけているところ。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 0 0	福岡市	40 福岡 県	財務省	
0720180	成田・羽田の戦略的・一体的活用	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限って、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。 輸出の許可後において貨物の積出港を変更する場合には、変更申請書に輸出許可書を添付して提出することにより行い、輸出許可書に記載されている積出港等を訂正の上、保税運送が承認される。	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構想改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2010年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。 具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申告、積出港変更手続きを伴わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみず運用ができるよう検討頂きたい。 また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(特にパレット)は、国内線・国際線ともに同仕様であることから、同地域内において、ULDの内国貨物・外国貨物の扱いにかかる手続きを廃止し、国内線・国際線で共用できるよう検討頂きたい。	F	-	ご要望の税関手続きの簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。 なお、ULDの取扱いは、その特殊性に鑑み、簡素化された手続きによる自主的な管理としているところである。	貴省回答では、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくが、具体的な時期や内容について示すことが出来ないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	F	-	保税・通関制度全体の見直しについては、「貿易手続改革プログラム」(アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流(貿易関連手続等)」に関する検討会、取りまとめ)において平成19年度中に方向性とスケジュールを具体的に示すこととされていることから、今後検討を行っていく必要があると考えており、検討を行うにあたっては、関係者の意見をお聞きし、可能な範囲で、その都度、見直しの方向性をお示していくこととしたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 2 0	千葉 県、成 田国際 空港株 式会社	12 千葉 県	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720181	成田・羽田の戦略的・一体的活用	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限る。外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。 輸出の許可後において貨物の積出港を変更する場合には、変更申請書に輸出許可書を添付して提出することにより行い、輸出許可書に記載されている積出港等を訂正の上、保税運送が承認される。	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2010年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。 具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申請、積出港変更手続きを伴わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみなす運用ができるよう検討頂きたい。 また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(特にパレット)は、国内線・国際線とも同仕様であることから、同地域内において、ULDの国内貨物・外国貨物の扱いにかかる手続きを廃止し、国内線・国際線で共用できるよう検討頂きたい。	F		ご要望の税関手続きの簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。なお、ULDの取扱いは、その特殊性に鑑み、簡素化された手続きによる自主的な管理としているところである。	貴省回答では、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととなっているが、具体的な時期や内容について示すことが出来ないが、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	ご回答頂いたとおり、本件に係る税関手続きの簡素化について、保税・通関制度全体の見直しの中で措置願いたい。現在考えられている。本件に関わる保税通関制度全体の見直しのスケジュール/検討内容をお教え願うと共に、関係者の意見聴取機会の設定等をお願いたい。さらに政府が進める「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」の検討結果として、9月に決定予定の特区推進本部の政府対応方針で、その方向性を示し頂きたい。また、ULDの取扱いについては、国際輸送に使用されるもののみならず、国内輸送に使用されるものについても柔軟な利用等をお願いするものであり、今回、当方が提案させて頂いた方向で運用を見直しを頂きたい。	C	-	ULDのような輸送用機材であっても、適正な取締りを確保する観点から内貨・外貨の区分を廃止することは困難である。 なお、外貨ULDの取扱いはその特殊性に鑑み、すでに簡素化されたものとなっており、仮陸揚手続を不要としてその管理者が自主的に管理しているところである。併せて、空のULDを輸出入通関する場合においても、簡易な輸出入手続となっている。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 2 0	千葉 県、成 田国際 空港株 式会社	12 千葉 県	財務省
0720190	指定地区内の保税運送承認免除化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限る。外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	現在、各事業者ごとに指定されている保税蔵置場間における貨物移動については、原則その都度の保税運送承認手続きが必要であるが、保税取締上問題がないと認められる指定された地区内においては、これを免除する。	保税運送に必要であった手続きを免除することにより、リードタイムの短縮と貨物品質の向上を図る。特に関西国際空港は、国際貨物便の50%が中国路線であり、このような飛行時間が約1~3時間以内の航空物流においては、空港内における数十分の短縮も、大きくトータルリードタイムの効果的短縮につながる。特に温度管理が重要である輸入生鮮貨物においては、商品劣化を防ぎ、新鮮なものをそのまま市場に送り出すことができ、商品付加価値の向上、食の安全の向上にもつながり(クールチェーンの実現)、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港の国際貨物地区は他空港と相違し、エアライン・フォワード・通関業者が一地区の極めて隣接したエリアに集約されており、数10m~数100m以内の保税蔵置場間における貨物移動が主である。そのような短距離貨物移動においても保税運送承認手続きが必要であることは、集約型複合機能型の国際貨物地区をもつ関西国際空港のメリットを十分に有効活用できない。関西国際空港の国際貨物地区は、「空港保安区域」として一般の人が容易に進入することのできない地区となっており、保税運送承認の免除を行うに足るセキュリティが十分に確保されていることから、承認免除化を実現したい。	D	-	保税運送は取締り上支障がないと認められる場合に、一定期間を一括して承認することが可能となっており、この制度ではその都度の保税運送承認手続きを必要としない。	貴省回答では、現行制度において対応可能となっているが、提案者が希望している「承認免除化」の実現と貴省が示している一括承認は同一内容かどうか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	「包括承認制度」は一定期間の承認であり、全ての者が承認されるわけではありません。 ・関西国際空港の国際貨物地区はセキュリティが確保され、保税蔵置場間の移動距離も短距離であり、このような保税運送と数百キロも離れた保税蔵置場間の保税運送が同様に扱われることに違和感があります。保税運送承認は運送途上におけるリスク回避を図ることでありますが、関西国際空港では、これまで多くの保税運送が問題なく行なわれ、取締上の危険性が薄いことを実証しています。このような地域の特性を勘案され、保税運送承認の免除を強く望みます。 ・検疫法上は、開空島内の貨物移動はその取締りの支障がないとして、特段の手続きなく可能です。	D	-	保税運送は取締り上支障がないと認められる場合に、一定期間を一括して承認することが可能となっており、包括保税運送承認制度においては、その都度の保税運送承認手続きを必要としない。関西国際空港の国際貨物地区内における保税運送については、一般的には、その申請があれば、包括保税運送が承認されるものである。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 2 0	大阪 府、関 西国際 空港株 式会社	27 大阪 府	財務省
0720200	近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限る。外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	【内容】 総合保税地域の保税運送承認は撤廃されているが、博多港の近接するその他の保税地域間における貨物移動(保税運送)についても、税関の承認なしで可能とする。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について、博多港臨港地区内の保税地域間における保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	F		ご要望の税関手続きの簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。	貴省回答では、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととなっているが、具体的な時期や内容について示すことが出来ないが、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	保税運送承認制度の簡素化について、どのような方向性で見直しを検討されているのかをお示しいただきたい。 博多港では、Sea & SeaやSea & Railなど様々な輸送モードが円滑に接続する国際複合一貫輸送サービスの充実に取り組んでおり、手続き簡素化による効果は大きいと考える。 このため、コンプライアンスに優れた事業者が、博多港臨港地区内における指定保税地域相互間、保税蔵置場相互間、指定保税地域と保税蔵置場間等での保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とすることについて提案する。	F		保税・通関制度全体の見直しについては、「貿易手続改革プログラム」(アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流(貿易関連手続等)に関する検討会」取りまとめ)において平成19年度中に方向性とスケジュールを具体的に示すこととされていることから、今後検討を行っていく必要があると考えており、検討を行うにあたっては、関係者の意見をお聞きし、可能な範囲で、その都度、見直しの方向性を示していくこととしたい。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 9 0	福岡市	40 福岡 県	財務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体	都道府県	制度の所管・関係官庁
0720210	出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	F	-	要請事項は、旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機等の利用者に対する利便性の向上を図るため、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるものであるが、税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	貴省回答では、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	D	-	今後、関西国際空港において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1135050	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0720220	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合には、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があり、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	F	-	要請事項は、旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機等の利用者に対する利便性の向上を図るため、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるものであるが、税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	貴省回答では、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	今後、中部国際空港において、具体的な内容を持って対応を検討したい。	D	-	税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、対応を実施したいと考えていることから、空港会社が別に設ける出入国手続施設の設置場所、運用方法等について具体的な情報提供願いたい。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1134010	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0720230	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴うCIQの体制強化	関税法第42条	外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。	【内容】増加したフレーターに対応するために、既存の保税蔵置場に隣接した倉庫を事前に保税蔵置場として指定する。	【実施内容】国際空港貨物便に関し、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。 【提案理由・目的・効果等】福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。	D	-	現行制度上、既存の保税蔵置場の被許可者が所有又は管理する場所と同一の構内にある倉庫等を保税蔵置場として追加したい場合には、税関に対し収容能力の増加の届出を行うことが可能である(関税法第44条)。					福岡・アジアゲートウェイ構想	1187121	福岡市	40 福岡県	財務省	
0720240	鉄道輸送用コンテナ等の通関手続きの簡素化	コンテナ特例	関税及び消費税の免除を受けてコンテナを輸入しようとする者又は免税コンテナを輸出しようとする者は、コンテナリスト等を税関長に提出することによって簡易な通関(リスト通関)が認められている。	【内容】主に国内鉄道用に使われている12ftコンテナ等について、リスト通関を可能化する。	【実施内容】アジアとのSea & Railサービスを促進するために用いる12ftコンテナやフラットラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする措置を講じる。 【提案理由・目的・効果等】スピーディでシームレスな国際複合・貨物流サービスを実現し、リードタイム短縮、コスト削減、CO2削減等に繋げる。	D	-	現行制度上、12ftコンテナ等であっても、他の国際海上コンテナと同様、コンテナリストによる通関が可能である。					福岡・アジアゲートウェイ構想	1187070	福岡市	40 福岡県	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720250	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)	関税法第67条	税関においては、大型クルーズ船に乗船して入国する旅客への対応について、あらかじめ提出された運航計画等に基づき、必要に応じて応援体制をとるなど、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、税関手続に支障を来さないように対応しているところである。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続に非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、本船接岸前に船内での入国審査等のCIQ手続を行い、旅行者の円滑な入国を可能として国内での滞在時間及び消費を拡大し、ひいては地域経済の活性化に貢献することを期待しているものであるが、通関手続に必要な施設のない狭い空間で通関手続を行った場合には、旅行者に混乱をきたす恐れがあることから、接岸後の出入国手続施設において、通関手続を実施することが効果的であると考え、	提案主旨を充たすために手続時間の短縮方法は具体的にどのようなものが想定されるか明示されたい、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい	D	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。一時的な要因により、出入国旅客の増加が見込まれる場合においては、近隣税関官署等からの応援体制により、適切な対応を図ることとした。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187020	福岡市	40福岡県	財務省 厚生労働省 農林水産省	
0720260	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条、国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年蔵関第849号)	通達「国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年蔵関第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うこと可能となっている。また、検査を行う際には、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した自家用自動車の通関が約300件行われている。	【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】 日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】 日本-韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D	-	国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、薬物等の隠匿を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っているところである。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	D	-	博多港においては、フェリーの運航事業者が円滑な運航の観点から出航時間の2時間前迄に通関手続を終了しておくことを旅客に求めていると承知しているが、税関において車両の持ち込み時間の指定を行っているものではない。なお、旅客の荷物を車両に積んだ状態での検査については、個別に旅客からの要望があれば対応することとした。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	40福岡県	国土交通省 財務省	
0720261	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条、国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年蔵関第849号)	通達「国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年蔵関第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うこと可能となっている。また、検査を行う際には、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した自家用自動車の通関が約300件行われている。	【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】 日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】 日本-韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D	-	国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、薬物等の隠匿を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っているところである。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	C	-	船内での車両の検査については、フェリーの入港後直ちに全ての車両の船卸しが行われ、その後、運航事業者等による一般貨物の船卸し作業が行われることから、税関が船内で車両検査を行った場合には、一般貨物の船卸し作業が滞ることとなる。このため、税関による車両の検査は、岸壁において実施することが、船卸し作業全体の円滑な進捗からみてもっとも効果的であると考えられる。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	40福岡県	国土交通省 財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	濁酒として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。	1 拡充提案	農家民宿等における酒類の製造免許を受ける際の濁酒の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また一つ以上の特定物品を使用できるものとされています。この特定物品には、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらの麹等となっており、本町のように多様な雑穀の生産が行われている地域においては、アマランサス、だったんそばを使用できるように、濁酒の定義の中にいれていただきたい。	本町は、古くからヤマセの影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強いひえ、あわ、きびなどの雑穀の栽培が行われ、町民を飢饉からたびたび救ってきた歴史がある。近年、この雑穀が安全・安心の食材や健康食品として、消費者の注目を集めている。本町は雑穀による町おこしと、町の活性化を目指し取り組みをしているところである。本町は多様な雑穀の栽培が行われ、特に古代インカ帝国で食用に栽培されていたと言われるヒコ科の植物でカルシウム、鉄分を多く含むアマランサスの生産が全国一であり、これに付加価値をつけての流通・販売が課題となっていることに加え、今般、どぶろく特区の認定を受けたことにより、この材料を濁酒として利用できるようにしていただきたい。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。また、特例措置の対象となる濁酒の範囲は、従前の濁酒(昭和37年以前に濁酒として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かす)を限定したものである。	貴省回答では従前の濁酒と同じものとするとなっているが、地域活性化の視点からも地域特産品を原料の一部として加えることは不可能なのか再度検討し、回答されたい		C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。なお、「濁酒」とは本来米を原料として製造した酒をいうが、「従前の濁酒」(昭和37年以前に濁酒として定義していたもの)については、あわ、ひえ等の特定の原料について限定的に認めていたことから、本特例措置の対象となる濁酒についても、これらの原料の使用を限定的に認めることとしたものである。	2E+06	岩手県 軽米町	軽米町 ミレット アグリ 文化再生特区	3 岩手県	財務省	
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	濁酒として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。	1 拡充提案	【特区法に定める濁酒の定義】で定める原料規定の緩和を求めます。	「(自ら生産した)米、米こうじ及び水などを原料として発酵させたもので、こさないもの」、「(自ら生産した)米、水及び麦などの特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす)を原料として発酵させたもので、こさないもの」と原料規定がありますが、これでは地場産品を有効活用した濁酒製造ができませぬ。米だけの濁酒でなく、地元の特産品を入れた濁酒を作りたい。例えば、北海道ならイモ又はコーンを使用した濁酒、雫石町ならわさび又はトマトを使用した濁酒等、地場特産(わさび、とまと)のものを風味付けに使いたいという要望があります。今後、濁酒を活用した地域振興を図っていく上で、様々なアイデアが提案されることが考えられ、そのアイデアを無駄にしたいと考えていません。このような貴重な農業者からのアイデアを無駄にしないためにも、さらなる規制の緩和が必要であると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。また、特例措置の対象となる濁酒の範囲は、従前の濁酒(昭和37年以前に濁酒として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かす)を限定したものである。	貴省回答では従前の濁酒と同じものとするとなっているが、地域活性化の視点からも地域特産品を原料の一部として加えることは不可能なのか再度検討し、回答されたい		C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。なお、「濁酒」とは本来米を原料として製造した酒をいうが、「従前の濁酒」(昭和37年以前に濁酒として定義していたもの)については、あわ、ひえ等の特定の原料について限定的に認めていたことから、本特例措置の対象となる濁酒についても、これらの原料の使用を限定的に認めることとしたものである。	2E+06	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	3 岩手県	財務省	
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七十条、第三十条の二	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、必要事項を記載した申告書を、翌日末日までに、税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	製造免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	免許取得申請、毎月申告の提出書類が多く、書類の作成が煩雑であり、負担が大きいためです。書類作成時の負担軽減を図り、製造者の視点に立った書類様式の整備が望まれます。	C	-	酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出をお願いしているところである。また、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	月々の申告負担軽減の観点から、消費税の申告に倣って、確定及中間申告を導入できないか再度検討し、回答されたい		C	検討要請に対する回答でもお答えしたように、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒類製造者は、製造規模の大小を問わず、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。なお、免許申請手続については、作成が必要な書類について様式化し、申請者が定型的な文言を記入すれば足りることとするマニュアルを作成するとともに、税務署において適切な指導を行っている。	2E+06	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	3 岩手県	財務省	
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第九条	酒類の販売業免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	販売免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	販売許可申請時、取得後の提出書類が細か過ぎるため、販売免許取得が困難となっており、製造量の拡大を図れないようです。書類作成時の負担軽減を図り、製造者への十分な配慮が必要と考えます。	C	-	酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出をお願いしているところである。また、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	月々の申告負担軽減の観点から、消費税の申告に倣って、確定及中間申告を導入できないか再度検討し、回答されたい		C	検討要請に対する回答でもお答えしたように、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒類製造者は、製造規模の大小を問わず、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。なお、免許申請手続については、作成が必要な書類について様式化し、申請者が定型的な文言を記入すれば足りることとするマニュアルを作成するとともに、税務署において適切な指導を行っている。	2E+06	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	3 岩手県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	特定農業者の要件の緩和 酒税法の特例措置の「農家民宿等を営む農業者」という資格要件を「農家民宿等を営む農業者又は農業者と生計を同一にする世帯員」に要件を緩和	当該地域の場合、すでに民宿・旅館業を営んでいる農業者が相当数存在するが、高齢化が進み、子に農業経営を移譲しているなど、農業と民宿等の経営体義の不一致により申請が阻害される要因となっている。また、経営的要件(減収等)も事前審査段階で指摘を受けたことにより申請を取り下げる例もある。(製造免許付与条件の高さが障壁となり、免許取得者がいない状況となっている。)	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	地域農業の振興と後継者確保の観点から国は農業経営移譲を推進している。そのためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ぬか再度検討し、回答されたい	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、民宿等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	2E+06	八幡平市	あしるふるさと再生特区	3 岩手県	財務省	
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、特区内の特定農業者が自ら生産した米を使用しなければならないこととなっているが、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう、特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、特定農業者自らが生産する米を使用しなければならないこととなっているが、現在の地方が抱える人口減少、少子高齢化等の諸問題も起因して、集落の活力の衰退による、営農の担い手不足や農地の荒廃が進むことから、農業形態の変化が求められている。このような背景から、集落内で「農業生産法人」を設立し、地域営農体制の維持・確立に向けて取り組むことが必然となっている。また、このような営農形態を農林水産省も推進しており、今後、法人により営農するケースが多くなってくる。佐渡市の特区内の特定農業者も例外ではなく、「農業生産法人」を自ら設立し、地域内の営農の維持に取り組むことが求められている。また、「農業生産法人」による、宣伝、流通、販売促進によって価値が高まった米を使用でき、より多くの交流人口が生まれことが期待される。このことから、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう特例措置の要件の拡大を求めるものである。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	地域農業振興の面からも、国が農業生産法人を推進している。これらを積極的に取り組むためには特定農業者の要件緩和が実現が出来ぬか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し回答されたい	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、民宿等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	2E+06	佐渡市	佐渡トキめき濁酒特区	15 新潟県	財務省	
0730050	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が特区内の自己の酒類製造場で製造する濁酒となっているが、濁酒製造の一部を、区域内の杜氏等に委託しても良いと特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、構造改革特別区域内の特定農業者が自己の酒類製造場で製造する濁酒となっており、このことは、より品質の高い濁酒を製造するのに障害となっている。製造工程に地元杜氏等の技術を活用することにより、品質の高い濁酒を提供できることや、特定農業者がつくる米のブランド力と、地酒のブランド力が合することで、濁酒と地酒の価値が共に高まることも期待できる。また、特区内の特定農業者の集落では、トキの野生放鳥に向けてのボランティア活動が活発であり、都市との交流が盛んであることから、この取組みが有効であるし、特定農業者の負担の軽減にも繋がることから、特区内の自己の酒類製造場で製造の一部(例:洗米～仕込み)、を特区内の杜氏に委託し、特定農業者と協働で濁酒を製造できるように、特例措置の要件の拡大を求める。	D	-	酒類の製造免許を受けている者に濁酒の製造を委託することは特に制約はない。	貴省回答では制約はない旨が示されているが、製造免許取得者に対する委託とはなっていないが、その場合でも委託可能なか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	D		清酒の製造においては、清酒製造者の製造場で杜氏を雇用して製造を行っているのが一般的であり、このような形態で濁酒を製造する場合は、特に問題はない。	2E+06	佐渡市	佐渡トキめき濁酒特区	15 新潟県	財務省	
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	特区内農家に対するどぶろく製造許可の条件緩和をお願いしたい。具体的には、どぶろく製造免許の申請条件である農家レストランもしくは民宿の営業条件を撤廃していただきたい	本町は平成16年にどぶろく特区の認定をいただき、翌17年10月にはどぶろくの製造農家が1軒誕生しましたが、地域経済への波及効果は薄く、2軒目の製造農家は未だ見込みがない状況にあります。本会では、農林商工業者の事業機会創出を目的に、平成18年度中小企業庁の補助を受け「どぶろく特区を活用した三股町全国PR大作戦」と銘打って、どぶろくを使った商品開発に取り組ましました。地域資源を活用し、町内農林商工業者が連携した事業として、関係機関やマスコミからも注目され、その商品は東京で開催された商談会に出展したところ、多くのバイヤーから取引の商談をいただいたところ。この事業を通じて、どぶろくの売上も好調で、H18年度の販売量は6キロリットルに及びました。しかしながら、新たな製造農家が誕生せず、どぶろくを使った加工食品等を販売する事業者は、材料の確保の問題もあり、大手バイヤーとの取引を断念せざるをえません。農家が製造免許取得に取組めない理由として、農作業をしながらレストランや民宿を営業することは困難との回答をされます。九州管内でも行政が特区の認定を受けたが、免許を取得される製造農家が少くないのは、この点が影響しているのではないかと考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ぬか再度検討し、回答されたい	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、民宿等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	2E+06	三股町商工会	神話・伝説のふるさとツーリズム特区	45 宮崎県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730070	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法施行令第12条第2項 酒税法施行規則第7条の2第2項 酒税法第10条第10号	申請する製造場の土地又は建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を添付しなければならない。	1 拡充提案	農家民宿等の酒類製造において、同一生計を有する家族間での土地賃貸借契約締結の緩和を求める。	農家民宿等における酒類製造について、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が妻「特定農業者」で、農業収入に係る申告納税者が夫)の場合でも、土地の賃貸借契約を締結する必要があると税務署から指摘されました。所謂、同一生計状態にある家族間の場合は、このような事務手続きの煩雑が避けられるよう提案いたします。	D	酒税法上、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」には、税務署長は製造免許を与えないことができるとされている。 申請者と土地建物の所有者が異なる場合には、酒類の製造に関し安定的な経営が行われるかどうかを判断するための書類の提出を求めているところであるが、このような書類は、土地建物賃貸借契約書の写しに限るものではなく、これに代えて、同居親族の使用承諾書等でも可能である。	貴省回答では賃貸借契約書の締結の必要はない旨が示されているが、税務署から指摘された実情を踏まえ、その場合でも契約書は不要なのか、再度検討し、回答されたい		D	酒類の製造にあたり自己の所有に属しない土地建物を使用する場合、安定的な経営が行われるかどうかを判断する必要があることから、酒税法施行規則第7条第2項第2号に基づき「製造場の土地建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を申請書に添付していただいている。免許申請者が土地建物の所有者との間で「賃貸借契約書」を取り交わしていれば、同契約書の写しを添付していただくが、例えば同居親族等が所有者であり同契約書を取り交わしていない場合には、これに代わる書類として「使用承諾書」等を添付することで足りることとしている。	2E+06	二戸市	二戸市ふるさと再生特区	3 岩手県	財務省		
0730080	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係通達第7条第1項関係	製造場の範囲について、製造、貯蔵、販売等が一元的に集中して行われている等その他の実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるものは、一つの酒類の製造場として取り扱っている。	2 関連提案	濁酒の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、農家民宿及び農園レストラン等において濁酒をお土産として販売する際には、酒類販売免許を取得せずに濁酒の販売ができるよう、酒税法の基準の緩和を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例(いわゆる「どぶろく特区」)の特例措置を活用するにあたって、特定農業者が濁酒をお土産として販売する際、製造者が製造免許を受けた製造場において販売を行う場合は酒類販売免許は必要ありませんが、農家民宿及び農園レストラン等において販売を行う場合は、酒税法の基準に基づき酒類販売免許の取得が必要となっている。酒類の製造免許がなければ、製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地にある場合でも、消費者が濁酒を土産品として求めようとするれば、わざわざ農家民宿及び農園レストラン等から製造場に移動し、濁酒の購入を行わなければならない。この度の、通称「どぶろく特区」の認定の趣旨としては、農業振興による地域の活性化を推進することであり、事業の拡大のためにも、このような場合、単なる場所の移動によって濁酒の販売の可否が決まる部分があるため、酒税法における酒類販売免許の取得基準の緩和措置を行う。 代替措置： 濁酒の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、酒類販売免許を取得しなくても、農家民宿及び農園レストラン等において濁酒をお土産として販売することができるよう措置を講ずる。	C	酒類の製造場の範囲の判断に当たっては、酒類の製造、貯蔵、販売等が同一場所で一元的に集中して行われている等、機能的に同一の酒類の製造場と認められる場合には、一つの酒類の製造場として取り扱う等実態に応じて判断しており、酒類製造場において酒類を販売することは可能である。 他方、酒類の製造、貯蔵、販売等を行う場所が独立しており、それぞれの機能が分離されている場合には、その販売場につき販売免許を取得する必要がある。	特区内において製造された濁酒販売に限り、製造所と同じ建屋でなくとも、同一敷地内にある民宿やレストランにおいて販売免許不要で販売することは出来ないか、再度検討し、回答されたい		C	酒類の販売については、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされており、酒類製造者であっても製造場以外の場所で販売を行う場合は、原則として、販売免許を取得する必要がある。 しかし、酒類の製造場において当該製造場で製造した酒類を販売する場合には、販売免許を取得する必要はない。 なお、製造場の範囲については、施設が近接しているかどうかだけでなく、酒類の製造、貯蔵、販売等がこれらの場所で一元的に集中して行われている等その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるかどうかとの観点から判断している。 提案では、製造場と農家民宿・レストラン等の具体的な位置関係や機能が明らかでないが、同一敷地内にある施設についても、製造に係る施設と機能的に同一と認められれば、製造場の一部として取り扱われることとなる。	2E+06	高槻市	高槻・とかいなか創生特区	27 大阪府	財務省		
0730090	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第7条	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	1 拡充提案	親族等同じ世帯員を後継者とする場合の引継ぎ手続き、製造免許取得要件の緩和、手続きの簡素化を要望します。 また、後継者の免許取得時に提出する書類も、先代の事業者が経営、製造を行っていた場所と同一の場所で事業を行う場合の提出書類の省略等(農業の経営委譲を行う際にまとめて申請できるようにすることも)も併せて要望します。	免許取得要件として、濁酒製造者と農業経営者、民宿経営者が同一でなければなりません。この経営を後継者に引き継ぐ際、すべてを後継者名義に変更・譲渡しなければならず、無駄な費用や時間、労力を費やされます。また、スムーズな継承が行うことができないと思われ、このように、農家経営者の高齢化が進んでいる中、製造者の拡大にもつながらず、製造者に対する配慮が不十分であると考えられます。	C	免許の効力は免許を受けた者に限って生ずるものであり、親族等同じ世帯員が新たに免許を受けようとする場合であっても、法令に定める手続きを行っていただく必要がある。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ないか再度検討し、回答されたい		C	検討要請に対する回答でもお答えしたとおり、免許の効力は免許を受けた者に限って生ずるものである。製造免許を受けようとする者は、要件を満たせば製造免許が受けられることから、法令に定める手続きを行っていただきたい。 なお、免許申請手続については、作成が必要な書類について様式化し、申請者が定型的な文言を記入すれば足りることとするマニュアルを作成するとともに、税務署において適切な指導を行っている。	2E+06	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	3 岩手県	財務省		
0730100	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係通達第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の基準の緩和を要望します。	負債を抱えていたり預金残高が乏しい場合、酒税の納税者として不適格とされてしまい、特区を活用したいと思う農業者の拡大が図れず、基準の緩和が必要であると考えます。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ないか再度検討し、回答されたい		C	酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、経営の基礎が薄弱であると認められる者には免許を与えないことができておられ、特定農業者についても同様の取り扱いとすることが必要である。	2E+06	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	3 岩手県	財務省		

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730110	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	酒税法の特例が認められている「濁酒」は、米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限定されている。	1 拡充提案	農家民宿等が製造する濁酒は、法律上こすことができないので、これをできるようにしていただきたい。	現在の特例措置では、「米、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもの」であり、農家民宿等が製造する濁酒には、原料である米やこうじの粒が残るため、観光客等からもこれらの粒を取り除いて欲しいとの要望がある。農家民宿等が製造する酒類については、一度だけでもいいので、布又は紙などで、こすことを容認していただければ、観光客にも満足いただき、かつ交流事業がさらに促進されるものと考えられます。また、米粒を取り除くことにより、課税移出後の発酵も抑制できる効果が期待できると考えます。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を限定した特例措置の範囲内で、課題を解決する方法として再考くださいますようお願いいたします。	飲用者の嗜好性を高める意味合いで、簡易な手法を用いて、大きな米粒を取り除きつつも、白濁した状態でも提供することを認められないか、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい	本市の提案は、農家民宿等が製造する濁酒は、原料である米やこうじの粒が残るという課題を解決したい趣旨のものです。ご回答では、「濁酒をこせば清酒に該当することになるので、認めようとする必要はない」とありますが、自家製の濁酒を観光客にもっと楽しんでもらうためにも、対象酒類や適用対象者を限定した特例措置の範囲内で、課題を解決する方法として再考くださいますようお願いいたします。	C	検討要請に対する回答でもお答えしたように、現行の酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。	2E+06	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省		
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として濁酒を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	農家民宿等が製造する酒類の原料について、自ら生産する米以外の原料も容認していただきたい。	現在の特例措置で、農家民宿等が製造できる酒類の原料は、「自ら生産した米」に限られているため、製造量が自ずと限られるとともに、多様な米の品種を用いて製造することが困難である。仮に冷害等の災害を被ると、事実上酒類の製造が困難となる。自ら生産した米以外の米を原料として酒類を製造することを容認することにより、多様な酒類の製造が可能となることから、都市農村交流事業の一層の推進が期待されるものと考えます。なお、自ら生産した米以外の米を原料とする場合には、必要以上の酒の製造を抑制する趣旨からも、仕入れる米の量については、一定の上限を設ける措置を講じることが必要であると考えます。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	自然災害等により米の生産が大幅に減少し、事実上濁酒の製造が困難になった場合に限り、災害対策の観点から、他者が生産した米を使うことはできないか、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい	本特例措置の対象者を農家民宿等を併せ営む農業者に限定した背景や趣旨につきましては、本市も理解しているところでございます。今回の提案の趣旨は、米の生産をはじめ、農業は自然を相手にしており、特に東北地方においては、数年の間隔はありますが、冷害に見舞われる可能性もあっており、万が一にも冷害に見舞われた際に、地域の元気を取り戻すための一つの取組として濁酒を製造したくても、原料となる米を確保することが困難になることが容易に想定されます。そこで、自ら生産する米以外の原料についての拡充措置を講じることについて、ご再考くださいますようお願いいたします。	C	検討要請に対する回答でもお答えしたように、民宿等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	2E+06	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省		
0730130	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	観光施設等を運営する法人が、濁酒の製造を行おうとする場合の製造免許の酒類の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他の経営の基礎が薄弱であると認められる場合	酒類の製造免許の要件である経営基礎要件を充足するかどうかについての判断基準について、最終事業年度の繰越損失が資本等の額を上回っていないことが示されている。自家製による濁酒製造事業は、投入される費用も、通常の酒類製造と比較しても少額であり、交流事業を推進する一環として、観光施設等を運営する法人の再活性化として挑戦できる道を開く必要があると考えます。なお、本提案を措置していただくにあたって、例えば、資金の借入先が出資者と同一の者であること、酒税の納税にあたり連帯保証人を付すこと、といった条件を付すことにより、酒税納税への支障がないよう配慮することが必要と考えます。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にあり、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい	出資者から出資ではなく債務として会計を処理しているような場合で、当該法人の負債の大部分が、出資者からによるものであり、更に出資者以外に対する債務の割合が小さい場合であっても、資産より負債が大きくなるため、免許の要件を満たすことができません。本市の提案は、このような場合において、他の税目の納税状況や銀行との取引状況を勘案し、酒類の製造免許を交付できないか提案しているものです。更に、連帯保証人を付すなど、酒税確保を担保する手立てを講ずること、濁酒製造事業に意欲を持つ人が、事業にチャレンジできる法的な環境を整備くださいますようお願いいたします。	C	酒類の製造免許に係る経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかの判断については、酒税の納税義務者が酒類製造者であることを踏まえ、あくまで免許申請者を対象として判断しており、連帯保証人等の第三者の資力を申請者に係る経営の基礎要件の判断に加えることはできない。今回提案主体から提出された意見には、連帯保証人等の考慮以外には具体的な提案がなされていないが、申請者に係る経営の基礎要件の判断に当たっては、酒類の製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っているところである。	2E+06	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省		